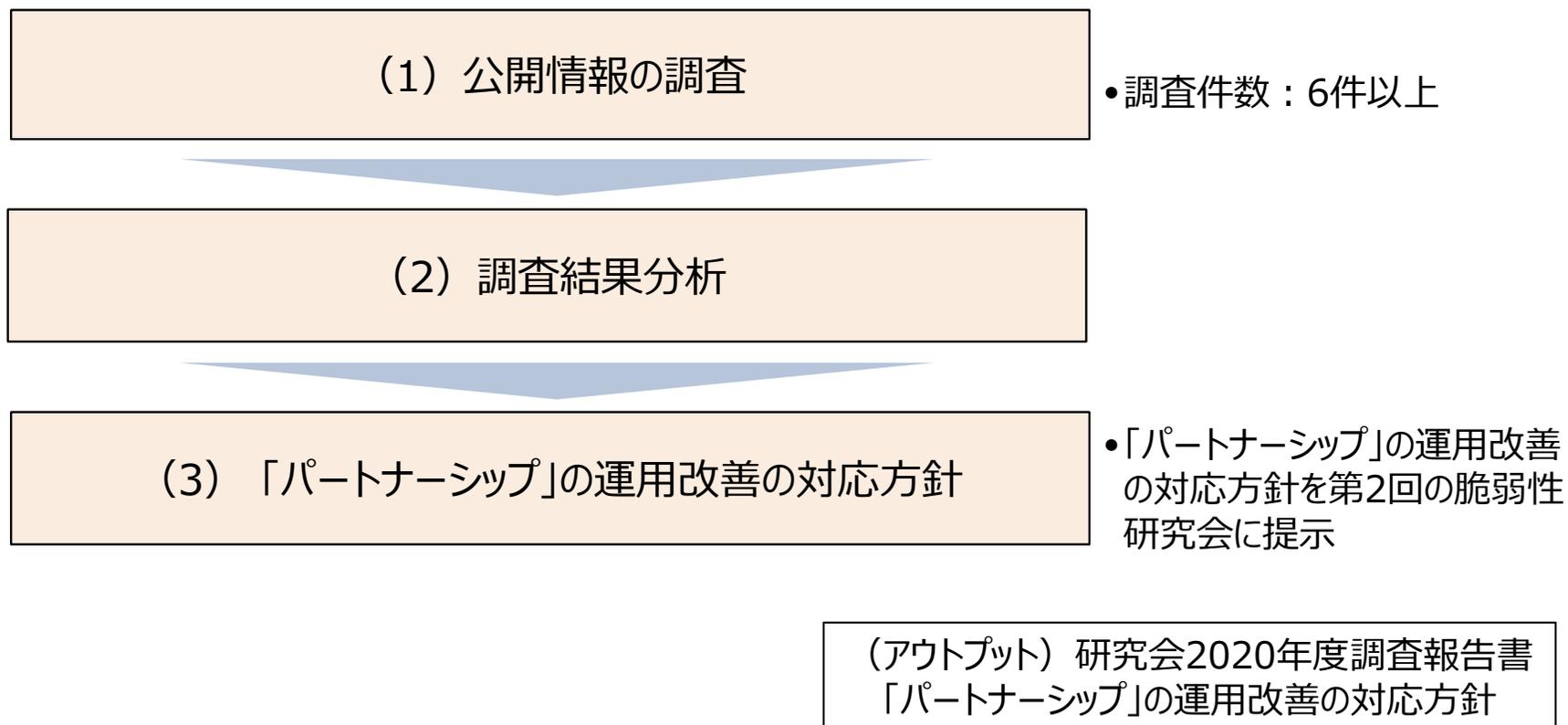

海外の政府機関等における脆弱性対策の取組みに関する 調査

IPA 1. 調査背景・検討概要

- 国内においては、「パートナーシップ」という脆弱性届出制度があるが、海外の政府機関、公的な機関等においても、法律などに基づいて実施している脆弱性対策について、どの様な対象に、どの様な脆弱性対策を実施しているかについて文献等により調査を実施して、報告書として取り纏める。
- また、本調査・検討で得られた「パートナーシップ」の運用改善の対応方針を取り纏める。取り纏めた結果を、第2回の脆弱性研究会に提示する。また第2回の脆弱性研究会で頂いた意見をもとに見直す。



IPA 2. 調査方針・調査対象

- 海外の政府機関、公的な機関等が、法律等に基づき実施している脆弱性対策に関して、文献等を調査して、「海外の政府機関等における脆弱性対策の取組みに関する調査報告書」として取り纏める。

[調査対象と件数]

これまでの脆弱性研究会での調査結果を踏まえ、下記のような国、機関を対象に6件以上調査する。

1. 欧州（英国：NCSC.GOV.UK）
2. 北米1（米国：US CERT）
3. 北米2（カナダ：Cert Center Canada）
4. アジア1（韓国：KrCERT/CC）
5. アジア2（シンガポール：SingCERT）
6. セキュリティ機関（ENISA）等

[調査項目]

1. 法律等の基づいて実施をしている脆弱性対策の取組み内容、実施方法
2. 法律の適用（強制）範囲
3. 脆弱性対策を実施することによる期待する効果、実績
4. 脆弱性対策を実施する上での課題や、阻害要因
5. 今後実施する取組み、実施スケジュール

[調査報告書に含める内容]

1. 海外の政府機関、公的な機関等で実施している脆弱性対策と、「パートナーシップ」との違い
2. 海外の政府機関、公的な機関等で実施している脆弱性対策について、メリット/デメリット